

厚生労働省告示第十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十五年二月四日

厚生労働大臣 田村 憲久

前文中「。以下「法」という。」を削り、「法第八十八条第一項」を「同法第八十八条第一項」に、「法第八十九条第一項」を「同法第八十九条第一項」に改め、「行われることとなった。」の次に次の段落を加える。

さらに、平成二十五年四月から、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）となり、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援が総合的に行われることとなる。

前文中「法の施行及び整備法による法の改正等」を「法等」に、「を作成する」を「の作成又は変更」に改め、「確保が」の下に「総合的かつ」を加える。

第一の中「都道府県は、」の下に「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、」を加え、「尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の理念」を「尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念」に改め、「配慮して、」の下に「総合的な」を加え、同一の2を次のように改める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令十号）第一

条で定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。）であつて十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づき給付の対象となつているところであり、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

第一の二の1の見出し中「全国どこでも必要な訪問系サービスを」を「全国で必要とされる訪問系サービスの」に改め、同二の2の見出し中「障害者等に」を「障害者等への」に、「を保障」を「の保障」に改め、同二の3の見出し中「を」を「及び」に、「を推進」を「の推進」に改め、同二の4の見出し中「を推進」を「の推進」に改め、第一の三中「及び」を「並びに障害者等及びその家族並びに」に、「自立支援協議会（以下「自立支援協議会」を「協議会（以下単に「協議会」に、「設けるとともに、その位置付けを明確に示すことが必要である」を「置くように努めなければならない」に、「自立支援協議会は」を「協議会は」に改める。

第二の一の1の二（二）中「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同1の三（三）を次のように改める。

（三） 総合的な取組

障害福祉計画の作成に当たっては、法の基本理念を踏まえ、自立支援給付及び地域生活支

援事業について医療、教育、雇用等の関係機関と連携しながら総合的に取り組むものとなる
ことが必要である。

第二の一の2を削り、同一の3の(一中「第八十八条第七項」を「第八十八条第八項」に、「自立支援協議会」を「協議会」に、「第八十八条第八項」を「第八十八条第九項」に改め、「障害者基本法」の下に「(昭和四十五年法律第八十四号)」を加え、同3を同一の2とし、同一の4中「実情及び」を「心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつ」に改め、同4を同一の3とし、同一の5を同一の4とし、同一の6中「なお、平成二十四年三月三十一日までに障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である旨に留意する必要がある。また、同年四月一日以降についても、何らかの手段によりできる限り地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが望ましい。」を削り、同6を同一の5とし、同一の7を同一の6とし、同一に次のように加える。

7 定期的な調査、分析及び評価

障害福祉計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要がある
と認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずることが必要である。

第二の二中「盛り込むことが望ましい事項は別表第二」を「おいては、別表第二二の項」に、「とし、このうち同表三の項」を「、同表三の項」に、「見込みに関する事項」の下に「及び同表四の項

に掲げる事項」を加え、「方策に関する事項及び同表四の項」を「方策に関する事項及び同表五の項」に、「とする」を「とし、同表一の項に掲げる事項、同表六の項に掲げる事項及び同表七の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする」に改め、同二の三を次のように改める。

4 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第二の目標達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

第二の二の二を三とし、同二の一の(一)中「意向等」を「意向、心身の状況等」に改め、同二の二とし、同二の前に次のように加える。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、第二に即して目標を設定する。また、数値目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

第二の三中「盛り込むことが望ましい事項は別表第四」を「においては、別表第四三の項」に、「とし、このうち同表四の項」を「、同表四の項」に、「事項及び」を「事項、」に改め、「同表六の項に掲げる事項」の下に「及び同表七の項に掲げる事項」を加え、「並びに同表七の項及び八の項」を「、同表八の項に掲げる事項及び同表九の項」に、「とする」を「とし、同表一の項に掲げる事項、同表二の項に掲げる事項、同表五の項に掲げる事項、同表十の項に掲げる事項及び同表十一の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする」に改め、同三の五を次のように改める。

6 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第二の目標達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

第二の三の四を同三の五とし、同三の三中「こうした取組を効果的に実施するためには、地域の実情に応じ、指定障害福祉サービス等の事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者等を含めた自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、取組を進めることが必要である。」を削り、同三の(一)中「の施行」を「による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十

号)の改正」に改め、同3の(三)中「の施行も踏まえ」を「を踏まえ」に、「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同3を同三の4とし、同三の2を同三の3とし、同三の1の(一)中「新たに創設された」を削り、同1を同三の2とし、同2の前に次のように加える。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、第二に即して目標を設定する。また、数値目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

第二の四の1中「ことから、平成二十三年度中に作成することが必要である」を削り、同四の4中「二の1の(一)」を「二の2の(一)」に改め、同四の5中「望ましい。」の下に「なお、当該方針の策定は、一から三までに準じて行うものとする。」を加え、第二を第三とし、第一の次に次のように加える。

第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずは平成二十六年度を目標

年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点において福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせ平成二十六年度末の施設入所者数を平成十七年十月一日時点の施設入所者数から一割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要なと判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であつて、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

二 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院及び地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、都道府県は、平成二十四年度から平成二十六年までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、一年未満入院者（入院期間が一年未満である者をいう。以下同じ。）の平均退院率（ある月から連続した十二月の各月ごとに、当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除した数を算出し、その合計を十二で除したものをいう。以下同じ。）の目標値及び高齢長期退院者数（退院した者のうち、六十五歳以上であって五年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。）に関する目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、一年未満入院者の平均退院率については、平成二十六年において一年未満入院者の平均退院率を平成二十年六月三十日の調査時点から七パーセント相当分増加させることを指標とする。また、高齢長期退院者数については、平成二十六年における高齢長期退院者数を直近の数から二割増加させることを指標とする。

またこれと併せ、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

三 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成二十六年中に一般就労に移行

する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成十七年度の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十六年末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十六年末における就労継続支援事業の利用者のうち三割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

これらの数値目標を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。

なお、将来的には、各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の上欄に掲げる事項について、平成二十六年の数値目標を設定して取

り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、平成二十六年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画に記載し、周知を図ることが適当である。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

別表第二二の項中「平成二十六年度の数値目標の設定」を「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標」に改め、同表四の項中「地域生活支援事業の」の下に「種類ごとの」を加え、別表第二中六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次の一項を加える。

五 指定障害福祉サービス、指定地域相談支

市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育

<p>援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p>
---	------------------------------

別表第四二一の項及び二の項を次のように改める。

<p>二 区域の設定</p> <p>三 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</p>	<p>指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。</p> <p>障害者について、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成二十六年における数値目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等</p>
--	---

<p>七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>	<p>別表第四七の項及び八の項を次のように改める。</p>
<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること</p>	<p>の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する数値目標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <p>公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数</p> <p>障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数</p> <p>障害者試行雇用事業の開始者数</p> <p>職場適応援助者による支援の対象者</p> <p>障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等</p>

<p>八 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置</p>	
<p>指定障害福祉サービス等に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。</p>	<p>と。</p> <p>実施する事業の内容</p> <p>各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>その他実施に必要な事項</p>
<p>九 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>と。</p> <p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。</p>

別表第四中十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、八の項の次に次の一項を加える。